

(2) コースの概要

コース名： 札幌医科大学 検査部コース						
大学病院・医療機関名	診療科名	専門分野名	指導者数	目的	養成(受入)人数	期間
札幌医科大学 附属病院	検査部	臨床検査医学	6	血液・生化学・細菌・輸血や遺伝子などの検体検査法や、超音波・脳波など生理機能検査法の修得。他コースの研修医も研修可能(1～6ヶ月)	4	4～5年

(3) コースの実績

2006年度に札幌医科大学附属病院検査部では、血液、生化学や遺伝子など検体検査が約340万件、超音波や脳波など生理機能検査が約4万件行われており、各種専門医を取得するのに十分な実績を有している。

(4) コースの指導状況

札幌医科大学附属病院検査部には前述した各種資格を取得するための指導医が常勤しており、学会指定あるいは関連施設となっている。

(5) 専門医の取得等

学会等名	日本臨床検査医学会
資格名	日本臨床検査医学会臨床検査専門医
資格要件	1)日本国の医師免許証を有し、医師としてふさわしい人格・識見を持つこと。 2)出願時5年以上継続して日本臨床検査医学会の会員であること。 3)日本臨床検査医学会の定める研修プログラムにより、5年間の研修を修了していること。ただし日本専門医認定機構の基本領域の学会のいずれかの認定医・専門医となった後に、臨床検査専門医を志向して研修を開始した者、または米国の臨床病理医認定試験合格者(Clinical Pathologist certified by the American Board of Pathology)およびそれと同等とみなされる外国の臨床検査専門医の認定資格を有する者についての会員歴および研修歴については別に定める(表1)。 4)必須学科として、日本臨床検査医学会の認定する認定研修施設において以下の内容の全てを含む研修を2年以上終えていること。a)臨床検査医学(臨床病理学)総論(医療倫理、医療安全も含む)、b)一般臨床検査学、c)臨床血液学、d)臨床化学、e)臨床微生物学(感染症学を含む)、f)臨床免疫学、g)

輸血学

5)厚生労働省の認定する研修施設において選択科目として、以下の学科のうちいずれか一学科を一年以上研修していること。a)病理学, b)臨床医学(日本専門医認定制機構の基本領域における卒後初年度臨床研修プログラムないしは総合診療方式によるものを原則とする。)

ただし日本専門医認定制機構での基本領域の学会のいずれかの認定医・専門医資格を有する者, または米国の臨床病理医認定試験合格者およびそれと同等とみなされる外国の臨床検査専門医資格を有する者は, 選択科目の研修および選択科目の試験は免除される。

6)臨床検査室等での日常業務内容を証明する, 各種のコンサルテーション記録, 骨髄像報告書, 免疫電気泳動報告書, 染色体分析報告書, その他の臨床検査専門医による解釈・コメント付き検査報告書, On-Callカンファレンス記録等 20 編を提出すること。ただし病理組織診断業務に関するもの, 内科等の診療業務内容を主とする病歴要約等は含まない。

7)臨床検査医学(臨床病理学)に関する筆頭者としての原著論文, または学会報告が 3 編以上あること(ただし, そのうち原著論文が少なくとも 1 編以上あること)。原則として, 5 年間の研修期間中に雑誌「臨床病理」あるいは日本臨床検査医学会もしくはその関連学会に発表したものであることが望ましい。

表 1 : 平成 20 年度受験資格概略一覧表

1)日本臨床検査医学会臨床検査専門医制度(平成 19 年 3 月 31 日改訂)を熟読してください。

2)受験は原則として基本型の受験区分を推薦します。

受験者区分	受験時に必要な会員歴	報告書・記録等による研修内容の証明E	選択科目の受験F	臨床検査医学に関する研究業績G	備考
1. 基本型A	原則として5年	20 編	必要	筆頭者として3 編以上	認定証の申請には5年の会員歴が必要
2. 他の基本領域の学会の専門医資格を取得しているものB	3年D	20 編	不要	筆頭者として3 編以上	認定証の申請には3年の会員歴が必要
3. 米国等の臨床病理医認定試験合格者	2年	20 編	不要	筆頭者として3 編以上	認定証の申請には2年の会員歴が

					必要
4. 平成16年度以降に医師免許書を取得した者C	5年	20編	必要	筆頭者として3編以上	認定証の申請には5年の会員歴が必要
<p>A. 有限責任中間法人日本専門医認定機構の合意によるもの。</p> <p>B. 受験者区分が2.に相当する者に関しては、当面の間、日本臨床検査医学会の承認する教育セミナー、教育ワークショップ等への出席をもって、その一部(ないしは全部)を替えることができる。</p> <p>C. 医学を履修する過程を置く大学に附属する病院、または厚生労働大臣の指定する病院で2年以上の臨床研修を修了していること。</p> <p>D. 有限責任中間法人日本専門医認定機構の定める基本領域の学会の専門医(内科は認定医でもよい)取得後(2005年以前に取得)に、臨床検査専門医を志向し研修を開始した者は、選択科目の試験が免除され、必要な会員歴は3年とする。</p> <p>E. 報告書・記録等による研修内容を証明するものは、当面の間その専門分野を問わないが、必須7教科を網羅することが望ましい。</p> <p>F. 病理学か臨床医学(内科)のいずれかを選択受験する。</p> <p>G. 臨床検査医学(臨床病理学)に関する筆頭者としての原著論文、または学会報告が3編以上あること(ただし、そのうち原著論文が少なくとも1編以上あること)。 原則として、5年間の研修期間中に雑誌「臨床病理」あるいは日本臨床検査医学会もしくはその関連学会に発表したものであることが望ましい。</p>					
<p>学会の連携等の概要</p> <p>当該学会主催の年次講演会及び専門医部会教育セミナーに積極的に参加し、臨床検査医学全般の専門的知識を習得する。(臨床検査専門医)</p>					

学会等名	日本臨床化学会
資格名	日本臨床化学会認定臨床化学者
資格要件	<p>資格認定に要する単位 20単位</p> <p>【1】 会員歴 1年につき1単位、上限15単位 (出願時、3年以上継続する本会正会員であること。なお、会員</p>

歴には入会した年を含む。)

【2】 臨床検査技師資格 5 単位

【3】 臨床化学に関する実技研修

[1] 臨床病理 1 級取得 10 単位

[2] 臨床病理 2 級取得 3 単位

([1],[2]はいずれか一方のみ。)

[3] 電気泳動学会講習会受講 2 単位

【4】 論文および総説

[1] 臨床化学に関する欧文原著論文または総説 1 編につき
筆頭著者 10 単位

共著者 5 単位

[2] 臨床化学に関する邦文原著論文または総説 1 編につき

筆頭著者 5 単位

共著者 3 単位

申請される業績のうち少なくとも 1 題は、申請者が筆頭著者とする。(ただし、下記【5】で、筆頭演者の発表を申請する場合を除く。)

【5】 口頭またはポスター発表

[1] 日本臨床化学会が主催する学術集会における発表

(1) 年会、夏期セミナー、冬期セミナーでの発表

1) 特別、教育講演 4 単位

2) シンポジウム、ワークショップ講演 2 単位

3) 一般演題 1 単位

(2) 支部学術総会、例会での発表

1) 特別、教育講演 2 単位

2) シンポジウム、ワークショップ講演 1 単位

3) 一般演題 1 単位

[2] その他学会(臨床検査に関する)国内学会での発表

1) 特別、教育講演 2 単位

2) シンポジウム、ワークショップ講演 1 単位

3) 一般演題 1 単位

[3] 臨床化学の国際的な学術集会での発表

(1) ICCC における発表

1) 特別、教育講演 10 単位

2) シンポジウム、ワークショップ講演 5 単位

3) 一般演題 3 単位

(2) IFCC が関係する国際シンポジウム

1) 特別、教育講演 10 単位

2) シンポジウム、ワークショップ講演 5 単位

	<p>3) 一般演題 3単位</p> <p>(3) IFCC が関係するその他の国際学会 2単位</p> <p>(4) その他の臨床化学、臨床生化学関連学会での発表 2単位</p> <p>業績のうち少なくとも1題は、申請者が演者として発表したものを含むものとする。(ただし、上記【4】で、筆頭著者の論文を申請する場合を除く)</p> <p>[3] (3) この項目の単位数の認定については、認定委員会に一任する。</p> <p>[3] (4) 関連学会などの一覧にない団体の会議でも、認定委員会が認めれば、単位として認定することができる。</p> <p>【6】 学位 (最も単位数の多い事項のみ)</p> <p>博士 10単位 修士 5単位 学士 5単位</p>
<p>学会の連携等の概要</p>	<p>当該学会主催の年次講演会及び専門医部会教育セミナーに積極的に参加し、臨床化学全般の専門的知識を習得する。(認定臨床化学者)</p>

<p>学会等名</p>	<p>日本超音波医学会</p>
<p>資格名</p>	<p>日本超音波医学会認定専門医</p>
<p>資格要件</p>	<p>受験資格</p> <p>日本国の医師免許を有し、医師としての人格および見識を備えていること。</p> <p>申請時に於いて、5年以上継続して本会正会員であること。</p> <p>本会の指定する超音波専門医研修施設(学会誌 35 巻 1 号掲載予定)に於いて、超音波指導医の指導のもとに、「超音波専門医研修カリキュラム」に準じて5年間継続して超音波医学研修(今年度は、「超音波専門医資格取得のための超音波医学研修手帳」に盛り込まれた研修カリキュラム(到達目標、研修ガイドラインに沿った研修を含む))を行っていること。</p> <p>業績および臨床研修の実績が、以下に定める基準に達していること。</p> <p>1)業績としては、筆頭者として5篇以上の超音波医学に関する学会発表、あるいは学術論文を有すること。</p> <p>ただし、本委員会が適格であると認めた学術集会、または学術誌に限ります。「超音波専門医制度における関連学術集会・学術誌に関する通達」(本学会ホームページ掲載)を参照して下さい。</p> <p>2)臨床研修の実績として、指定超音波専門医研修施設に於いて、500例以上の超音波診療経験を有すること。</p> <p>受験申請書類</p>

	<p>超音波専門医認定試験受験申請書(様式1、顔写真：横3cm×縦4cmの写真を貼付)</p> <p>超音波医学に関する業績表(様式2)およびそれを証明する別刷ないしコピー*</p> <p>診療実績表(様式3)*</p> <p>指定施設研修修了書(様式4)</p> <p>超音波指導医の意見書(様式5)</p> <p>日本国医師免許証(A4判に縮小コピー)</p> <p>再発行証明書の場合には、取得年月(国家試験合格)を証明すること</p> <p>受験票(様式6、顔写真：横3cm×縦4cmの写真貼付のこと。また、予備として同じ写真を1枚同封のこと。写真裏面に氏名を必ずご記入下さい。)</p> <p>受験申請書類受領用はがき(宛先明記、切手貼付)</p> <p>受験料20,000円の払込を証明する書類 (郵便振替払込受領証のコピーを様式1の1に貼付。いったん払い込まれた受験料は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。)</p> <p>*2、3の申請書類については、既に出版されている研修手帳に記載したもののコピー(A4判)でもよい。(研修手帳についての詳細は次頁に記載しています。)</p> <p>Ⅲ 試験について</p> <p>試験は、筆記試験で行います。試験問題は、選択問題(臨床各領域)および必須問題(超音波工学の基礎・臨床超音波の基礎)からとなります。</p>
<p>学会の連携等の概要</p>	<p>当該学会主催の年次講演会及び専門医部会教育セミナーに積極的に参加し、超音波医学全般の専門的知識を習得する。(超音波医学会認定専門医)</p>

<p>学会等名</p>	<p>ICD 制度協議会</p>
<p>資格名</p>	<p>Infection Control Doctor(ICD)</p>
<p>資格要件</p>	<p>(1) ICD 認定条件</p> <p>次の3条件を全て満たす場合、ICD に応募できます。</p> <p>協議会に加盟しているいずれかの学会の会員であること(会員歴の長さは問わない)。</p> <p>医師歴が5年以上の医師または博士号を取得後5年以上のPhDで、病院感染対策に係わる活動実績(感染対策委員歴、講習会出席、論文発表*)があり、所属施設長の推薦があること。</p> <p>所属学会からの推薦があること。</p>

ICD 認定委員会で以上の条件を満たしていることを確認し、協議会が ICD として認定します。加盟各学会は被推薦者の資質に対し責任を持つこととし、認定 ICD には ICD (〇〇学会推薦) の如く推薦学会を明示しています。

(2) 資格の更新

5年毎に資格を更新しなければなりません。更新条件については、実績や講習会、学会への参加などを点数化し、積極的に資質向上のための努力をして初めて更新できる制度となっています。

学会の連携等の概要

当該協議会主催の年次講演会及び専門医部会教育セミナーに積極的に参加し、感染制御全般の専門的知識を習得する。(Infection Control Doctor)

